

令和2年4月15日

市内小中学校・幼稚園
保護者の皆さまへ

亀山市長 櫻井 義之
亀山市教育委員会教育長 服部 裕

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業のお知らせ

平素は、保護者の皆さまにおかれましては、本市の教育行政に対し格別のご理解・ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

4月10日（金）に三重県より新型コロナウイルス「感染拡大阻止緊急宣言」を発出されました。

現在、本市において感染状況は確認されておりませんが、予断を許さない状況にあり、児童生徒及び保護者の皆さまに不安感が広がっています。

このような中、医師会等専門家の見解も踏まえ、鈴鹿市と亀山市の共同行動内容の検討を行った結果、令和2年4月16日（木）から5月6日（水）まで、市立小・中学校、幼稚園、認定こども園（1号認定）を臨時休業することといたします。

また、臨時休業にあたりましては下記の対応を講じてまいります。

なお、今後の感染等の状況変化により、対応に変更が生じる場合もありますことをご理解願います。

記

1 臨時休業期間

4月16日（木）から5月6日（水）の期間（期間中半日の登校日を設定）

2 児童生徒の個別対応について

医療的ケアを要する、または基礎疾患を有したり、特別な支援を要したりする児童生徒等については、学校等が個別対応します。なお放課後児童クラブ利用者については、希望に応じて学校でお預かりします。

3 放課後児童クラブについて

基本的に夕刻以降は、放課後児童クラブを開所します。家庭での保育が可能な場合は利用自粛の協力をお願いします。

4 中学校の部活動について

部活動は実施しないこととします。

5 学校教育外の活動

放課後子ども教室、スポーツ少年団、子ども会の活動などは実施しないこととし、学校体育施設開放運営委員会に登録している団体等への施設開放も行わないこととします。

6 児童生徒等の過ごし方について

別紙「臨時休業中の過ごし方」を参考に、規則正しい生活を送ることができるよう協力願います。また、教職員が家庭訪問や電話連絡を定期的に行い、学習・生活の状況の把握を行うとともに、必要なアドバイス等を行います。